

社会福祉法人そよかぜの機関紙

第117号

発行2014.4.20

年4回発行



社会福祉法人そよかぜ

羽村市栄町3-3-1

☎042-578-0855

fax.042-578-0466

そよかぜだより

働く

働くことは人の生活の基本です。生活するためには、衣食住にお金が必要になります。遊んだり、趣味を楽しんだりするのにもお金が必要になります。しかし、人が働くのはお金・収入のためだけではありません。自分の能力を發揮して働きたい、人のために社会のために働きたいなど、人それぞれのやりがい、働く意味をもっています。

Let's think about work.

【シリーズ特集 第三弾】

江原靖典=文(表紙・P.2-3)
(羽村市障害者就労支援センター エール)



そうです。働くことによって得られるものは収入だけではないのです。働くことが適度な身体的・精神的活動となり、日常生活にリズムが生まれ、心身のバランスや体力・健康が維持されます。また、働くことそれ自体や生産物、他からの評価などにより満足感が得られ、自分の役割・価値が確かめられ、生きる喜びにもなります。さらに、仕事を通じて様々な人間関係ができ、人としての成長につながるなど、働くことには多くの意義があります。



社会的役割をになう

障害の有無にかかわらず、人は働くことで社会の一員として参加し、何らかの社会的役割を担っています。会社員として働くこと、主婦(夫)として家事や育児をすること、ボランティアとして地域活動を行うこと、社会・文化活動に参加することなど、社会の中では多様な働き方があり、どれも社会的役割を担う活動です。一般企業に就職しているかどうかだけが、人の社会的評価になるとすれ

ば、それはあまりにも一面的な評価といえるのではないのでしょうか。

障害をもっている、適切な援助を受けられれば、社会的役割を果たすことができますし、役割を増やすことも可能です。福祉作業所では、就労支援のサービス(就労継続支援等)により、授産作業等を通じて社会的役割を果たしている人が大勢います。

一方、働きたいと願っているのに就職

することができない障害者はまだまだたくさんいます。厚生労働省は、障害者雇用促進法の障害者雇用率制度をはじめ、障害のある人の雇用対策を進めています。東京都も障害者の雇用・就労推進に向けた取り組みに力を入れています。

今回のシリーズ特集「働く」では、障害者の雇用や制度、就労支援の手だてなどについて紹介します。

※この事例は、個人が特定できないよう、部分的な変更や複数の事例を合わせて紹介しています。

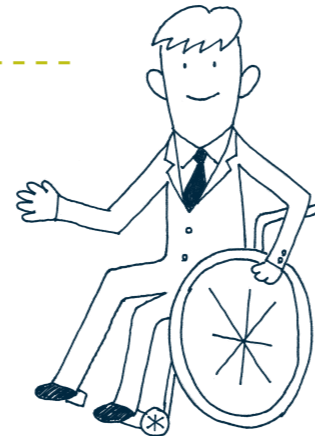
Q&A 障害のある人はどんなふうに働いているの？ 気になる質問回答集。

Question

1 障害がある人は、どんな働き方、仕事をしていますか？

働き方は、一般と同様で、**正規従業員**（正社員）やパートタイマー、アルバイト、契約社員、派遣労働者の**非正規従業員**などさまざまです。障害者雇用でも、契約社員など非正規従業員の割合が増加しています。基本的にはあらゆる職業で働いていますが、障害によって就職先の人数に差があります。ハローワーク青梅管内（昨年度就職者）では、「**運搬・清掃・包装等の職業**」で働いている人が最も多く、知的・精神障害者が多く働いています。二番目に多いのが「**事務的職業**」で、身体障害者を中心に、補助的な仕事も含めるといずれの障害者でも多くなっています。次いで、「サ

ービスの職業」や「**生産工程の職業**」で働く人数が多くなっています。求職活動や就職の際に、**障害のことを伝えるか伝えないか**ですが、それぞれメリット、デメリットが考えられ、迷うところでもあります。どちらを選択するかを最終的に決めるのは本人です。障害者雇用制度での就職では、**障害者としての求職活動、就職となり、手帳の所持が必要**となります。障害者雇用であっても、本人の障害のことについては、一部担当者がご存知という会社から、共に働く人の皆が承知している職場まで、会社や職場環境、障害等によりそれぞれです。



Question

2 障害者の賃金はどうなっていますか？

最低賃金法により、すべての労働者に（障害の有無に関わらず）**最低賃金制度**が適用されます。使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないという制度です。最低賃金は、地域別（都道府県ごと）に決まっており、平成26年4月現在、**東京都は時間額869円**です。

※鉄鋼業には特定（産業別）最低賃金が適用されます。
※最低賃金の減額特例許可制度が設けられています。



Question

5 障害者雇用率制度に精神障害者は含まれないのですか？

平成18年の4月から、身体・知的障害者とともに**精神障害者（精神保健福祉手帳の所持者）**も、雇用する障害者の数として**雇用率の算定対象**となりました。また、昨年6月の改正障害者雇用促進法により、2018年（平成30年）の4月から**精神障害者の雇用が義務化**されます。

Question

3 労働条件はどうですか？

企業で働く場合には、障害の有無に関わらず、労働者として**労働関係の法令（労働基準法、労働契約法、社会・労働保険制度等）**が適用されます。適切な労働条件、労働環境が確保されていることは、障害者が安心して自立した職業生活を続けるために重要なことです。



Question

4 障害者雇用率（法定雇用率）ってなんですか？

「**障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）**」では、民間企業等に対し、雇用している労働者に占める障害者（身体及び知的障害者）の割合を一定比率（法定雇用率）以上とするように義務づけています。平成25年4月から、**法定雇用率**は以下の通りです。

■民間企業 2% 官公庁 23%
■特殊法人等 2.3% 教育委員会 2.2%
■民間企業における障害者の法定雇用率

は2%となりました。たとえば、従業員数が100名の企業ならば、雇用率を達成するためには、2名以上の障害者を雇用することが求められます。なお、**法定雇用率**は各事業所単位ではなく企業全体について適用されることになっています。たとえば、全国に店舗や工場がある企業は、各店舗・工場ではなく、全国の店舗や工場で雇用している従業員の状況で雇用率が算定されます。

Case

障害をオープンにして働く障害者雇用のメリットは？
“能力の発揮”、“職場の理解と配慮”、“働き続ける”。
～そのための支援機関等を事例で紹介※。



江原さんの用語一口メモ

【ハローワーク専門援助部門】

「専門援助部門」はハローワークの障害者相談窓口です。障害について専門的な知識をもつ担当者が、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談を受けています。

【地域の障害者就労支援センター】

東京都では、障害者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援をするため、区市町村に障害者就労支援事業を行う就労支援センターがあります。羽村市では、羽村市障害者就労支援センターエールです。また、対象地域が広域な障害者就業・生活支援センターが都内6か所にあります。

【地域障害者職業センター】

障害者雇用促進法に基づき、各都道府県に設置されている障害者職業センター。東京都には本所（上野）と多摩支所（立川）があります。障害者への職業リハビリテーション、事業主への助言・支援、また、地域関係機関への助言・援助等を行います。

【ジョブコーチ】

障害者の職場適応を図るために、障害者とその家族、事業主に対して支援を行います。この事例では、地域障害者職業センターのジョブコーチ支援を利用しています。

プロフィール

Aさん / 20代男性 / 知的障害

相談の経路

Aさんは食品関係の会社で働いていたが、仕事も人ともうまくいなくなり退職。その後、**手帳を取得**。仕事を探しに**ハローワーク・専門援助部門**で相談した際に、**地域の障害者就労支援センター**を紹介された。センターを訪れたAさんは、支援内容等の説明を聞きセンターの利用登録をした。

相談の内容

Aさんは、**自分に合った仕事でフルタイムの勤務**を希望。学歴や職歴、必要な成育歴等をお聞きし、また福祉作業所で実習を行ってもらい、作業の様子や体力、対人態度等を確認。Aさんの優れた点は、覚えるのに時間はかかるが**一度覚えた仕事はしっかりこなす**こと、まじめに**ひたむきに働く**こと。課題としては、わからなくても**なかなか質問ができない**こと、次の作業に移るときに**指示が必要なこと**等を把握。さらに、**地域障害者職業センターに職業評価（検査等）**を依頼し、職業選択や就職の際の助言を受けた。

支援の内容

初めて障害者を採用する物流会社から社内清掃の求人があり、Aさんはセンターで**応募書類と面接の準備**。面接に**同行**。職場実習後、就職が決定。社長と担当者にAさんの**障害特性の説明**、また**ジョブコーチ支援**の利用を提案。担当者と相談しながらジョブコーチと支援センター職員が、Aさんの**仕事とスケジュールを組み立てる**。作業の流れにそったチェック記入式の**作業日誌**を提案。作業日誌を活用することで、Aさんは指示がなくても次の作業に取りかかることができ、また日誌の報告欄にはAさんが気づいた点や質問も記入できるなど、作業日誌はAさんの**支援ツール**の一つ。勤務開始前に、ジョブコーチがAさんの**上司や周りの人たちに障害等について説明**。始めから職場にスムーズに定着できるように、ジョブコーチと支援センター職員が頻りに**職場訪問**を実施。その後は、就労支援センターが、**定期的な訪問**やAさんとの**面談**を行い、継続的にサポートしている。

Think 障害者雇用制度について 思うこと。

現在、障害者雇用の経験がある会社は、法令順守だけでなく社会的責任（CSR）として取り組みを進めており、さらに障害者雇用のメリットを活かし、経営戦略の一つとする会社も出てきています。一方、雇用の経験がなく、これから障害者を雇用しようとする会社（中小企業が多くなります）は、雇用にむけての社内合意、職務選定や仕事の切り出し、環境・態勢の整備、採用（人材の確保）、職場定着等のステップを踏んでいくこととなりますが、大企業と比べて多々

厳しい面があることは否めません。このようなことから、障害者雇用の中で二極化が進んできているように思います。

障害者雇用の拡大については、少子高齢化・人口減少に対する労働力の確保という面から社会的なニーズでもあります。これに対して、この度の改正「障害者雇用促進法」は、障害者差別の禁止など労働・雇用分野での障害者の権利の実現をすすめるもので、人権からの雇用機会の拡大や労働環境の整備等へのアプローチです。

障害のある人が他の人たちと同様に、普通に、住み、暮らし、働くなど、だれもが本当の“ノーマル”な生活が送れる社会になっていくためには、障害者雇用を進めることが有効な手立ての一つだと思われます。どの職場でも、障害のある人がいて働いていることが“普通”になるとき、“ノーマル”な社会の実現が近づき、その頃には、障害者雇用という言葉が使われなくなるのではないかと思うのです。

[平成26年度 事業計画]

目標に向けての必要な手立てを

堀内政樹 社会福祉法人そよかぜ施設長

本年度そよかぜは、前年度に引き続き社会福祉事業として障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、公益事業として宿泊訓練施設つくしの家、羽村市障害者就労支援センター エール、収益事業として資源回収を実施します。事業毎に、課題や目標がありますが、法人の視点から主なものを三つあげます。一つ目は、平成27年度からの完全実施が求められている「社会福祉法人 新会計基準」への移行準備を加速させます。二つ目は、年々増大する利用者への対応が急務となっている就労継続支援事業について、現状と将来的な展望を踏まえた検討を行い、できるところから必要な準備を進めます。三つ目は、今後の法人事業の継続性や地域の障害福祉ニーズの増大に対応するため、本年度、新卒職員2名が加わります。これを機に、内部研修制度など法人の人材育成プログラムの一層の充実を図ります。これらを、本年度の法人の重点目標と位置付け、それぞれに必要な手立てを明確にし、計画的かつ効率的に取り組んでまいります。

実施事業一覧

社会福祉事業（指定障害福祉サービス事業）

福祉作業所ひばり園 就労移行支援=定員8名 / 就労継続支援B型=定員70名

就労移行支援では一般就労に向けたビジネス訓練(ビジネスマナー全般、公共交通機関利用、手順書に基づく清掃作業、パソコン入力、室内軽作業、他)などを行います。

就労継続支援B型では、自動車部品組立、農業機械部品の個装、市指定ゴミ袋のパッケージ、リサイクルショップの運営、古紙回収などを行います。

福祉作業所スマイル工房 就労継続支援B型=定員20名

パン・クッキーの製造販売、室内軽作業などを行います。

グループホームほほえみ館 共同生活援助=定員4名

一般就労や福祉作業所へ通いながら、地域自律を目指す利用者に生活の場を提供します。

公益事業（障害者地域生活支援事業）

宿泊訓練施設つくしの家

障害者の地域自立生活移行を目的として、宿泊や夕食体験を提供するとともに、多様な障害者ニーズに対応した施設の有効活用を図ります。

羽村市障害者就労支援センター エール

障害がある方の求職活動や働くうえで生じる課題等への相談支援を行います。

収益事業（資源回収事業）

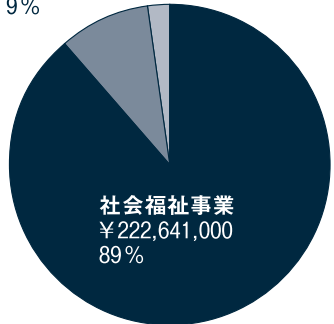
そよかぜの各事業を資金的に応援するため、資源回収(古紙・アルミ缶プルタブ)を行います。市民の皆様、市内の小・中学校、事業所など多くのご支援をいただいております。

平成26年度 社会福祉法人そよかぜ予算額

事業別支出内訳

法人総支出額 ¥212,692,000 ※

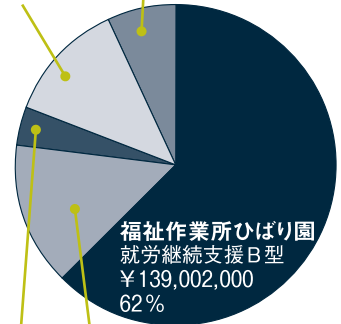
公益事業 ¥22,929,000 9%
 収益事業 ¥4,961,000 2%



社会福祉事業支出内訳

総支出額 ¥222,641,000

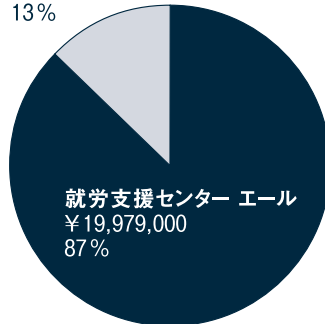
法人本部 ¥27,323,000 12%
 福祉作業所ひばり園 就労移行支援 ¥15,716,000 7%



公益事業支出内訳

総支出額 ¥22,929,000

宿泊訓練施設つくしの家 ¥2,950,000 13%



収益事業支出内訳

総支出額 ¥4,961,000

資源回収 ¥4,961,000 100%



※=法人総支出額は内部取引調整後の値

【訃報】

西岡英一氏逝く

当法人の創業者で、長きにわたり要職を務め、機関誌そよかぜだよりの「そよかぜコラム」で広く障害者福祉について地域に発信してきた、西岡英一氏が本年2月9日、逝去されました。

故西岡英一氏（享年75歳）は岡山県出身で、ご子息に重度の障害があったことなどから、昭和46年に同じ志を持つ仲間と「羽村市手をつなぐ親の会（会長 島田吾郎氏）」を立ち上げ、当時、まだまだ障害者福祉に対する理解が進んでいない社会情勢の中、自らの子供たちや障害を持ち困難な状況に置かれた人々のために活動を始めました。地域では2年後の昭和48年に東京都立羽村養護学校（現羽村特別支援学校）が開設され、世の中の障害児・者福祉に対する見方が少しずつ変わり始めた時期でした。昭和52年には子供たちが通える「作業所」をつくるため、資源回収とバザーによる資金作りを始めました。

丁目に設立されました。現社会福祉法人そよかぜの野崎功市理事長も当時の市障害福祉課長として、行政の立場からこうした活動を積極的に支援しました。「作業所」の次は「親亡き後」の子供たちのために、平成4年に「宿泊訓練施設つくしの家」を富士見平2丁目のマミーショップ内に立ち上げました（平成10年都営神明台団地7号棟に移転）。平成11年に羽村市福祉センターが栄町2丁目に開設され、これを機に地域の障害者福祉のさらなる発展を目指し、地域の障害4団体（羽村市身体障害者福祉協会、羽村市視覚障害者の集い「こだま会」、羽村市精神障害者家族会スマイルの会、羽村市手をつなぐ親の会）が協力し障害者団体連絡会そよかぜ（現社会福祉法人そよかぜの前身）が設立され、福祉作業所ひばり園、宿泊訓練施設つくしの家などの事業を引き継ぎ、故人が初代事務局長に就任しました。

翌平成12年12月NPO法人格を取得、その後、作業所の増設、グループホーム立ち上げ、就労支援センターの開設など地域の障害者福祉ニーズに応えるべく事業の拡充を積極的に展開してきました。平成21年には、念願であった社会福祉法人格取得、福祉作業所ひばり園の新築移転、事業の法内化、平成22年の福祉作業所スマイル工房の運営統合など、関係各方面や羽村市行政当局の暖かく力強いご支援のもとに実現し、今日に至っ

ています。これからも私たちそよかぜは、故人の志を継ぎ、地域の障害者福祉に貢献する責任ある社会福祉法人として、力の限り努めてまいります。それが、何もなかったところから羽村の障害者福祉を引っ張ってこれられ、私たち後進に、あるべき姿、行くべき方向をその背中でお示してくださった故人のご恩に報いる唯一の道であると思っております。

（社会福祉法人そよかぜ施設長 堀内政樹）

西岡英一氏が担当していた「そよかぜコラム」は、前号が最後になります。本年度は哀悼の意を表して、今までの記事の中から西岡氏の業績や人柄が偲ばれるものを年度を通して掲載します。写真は、西岡英一氏と資源回収車。



国連障害者権利条約に日本も批准

昨年末に障害者の差別禁止や社会参加を促す国連の障害者権利条約に批准することが参議院本会議にて全会一致で決まりました。その後、今年はじめに世界141番目(EUを含む)の国として日本が批准されました。ただ残念なことにこの話題は、マスコミであまり取り出されない状況でした。障害者権利条約は、

2006年に国連で採択されましたが、わが国ではその5年後の2011年に障害者基本法が改正され、2013年春の通常国会では障害者差別解消法が成立するなどして、ようやく国内の環境が整い批准に至った経緯があります。この条約には「障害者が完全、かつ公平に社会参画ができるには、社会全体がそのニーズに取り

コラム「福祉の時をつかむ」

組まなくてはならない」とあります。今現在においても障害者が公共施設を使いやすくするなど、さまざまな分野で対応が求められている現状です。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控えるなか、障害者福祉のさらなる向上と国際的にも誇れる東京オリンピック・パラリンピックの成功を期待したいです。

そよかぜホームページ <http://soyokaze-hamura.com>

各事業所からのお知らせ



福祉作業所ひばり園

桜の季節には出会いと別れがつきもの。辞められた方に想いを馳せるうちに、4月から5名が仲間入り。フレッシュな顔ぶれが、緊張した面持ちで通っています。職員にも新しく3名が加わり、職員層もグッと若くなりました。先日、恒例のお花見を行ないました。桜の木の下に80人近くが集まる様子は圧巻です。おいしくお団子を頂きました。

就労移行支援では、3月に清掃技能検定に挑戦しました。約3か月間、毎日練習を重ねてきた成果を発揮するため、検定当日は緊張に包まれながら挑みました。結果にはそれぞれ思うところがある

ようですが、共通して達成感や充実感を味わえたようです。「最初はできなかったけど、練習してできるようになった!」という自信は、今後の就労生活に必ず活かせる時が来ると信じています。

リサイクルショップくれよん

リニューアルオープンから3周年を迎えました。みなさまのご提供とご来店のおかげです。ありがとうございます。今年度は、たくさんご利用者さんがお店に立つ予定です。誰もが立ち寄れる、明るくあたたかなお店であることを心がけ、一年を大切に過ごしていきます。みなさまのお越しを、心よりお待ちしております。

福祉作業所スマイル工房

4月から新商品のパンが登場!!白パン生地にベーコンを組み合わせたベーコンエピ。エピとはフランス語で「麦の穂」を意味します。パンの形が麦の穂に似ていることがこのパンの名前の由来です。6月上旬までの期間限定の抹茶あんぱんも好評です。パンの販売などに関しては、そよかぜホームページにてスマイル

工房の情報をご覧いただけます。

障害者就労支援センター エール

「エール」は、羽村市より社会福祉法人そよかぜに委託された障害者就労支援事業です。羽村市在住の障害のある方を対象に、就職を希望している方や働いている方等からの相談を受け、支援を行っています。

利用時間：月曜日～金曜日、午前9時～午後5時。今年度の第一土曜日開所は、5/10(5月のみ第二土曜日)、6/7、7/5、8/2、9/6、10/4、11/1、12/6、2/7、3/7です。※ご相談には予約をお願いします。

宿泊訓練施設つくしの家

将来の施設入所やグループホーム入居、地域での自立生活等への移行を円滑に行うことを目的としています。

グループホームほほえみ館

約40年ぶりという大雪で、庭や歩道の雪かきに大慌てでした。いつやってくるかわからない災害に、心も身体も対応できるよう普段から鍛え、備蓄品も再度確認!

資源回収のお問合せは「そよかぜ」へ。

編集後記

この人の背中を見ていたい。憧れや理想を感じる人にはそう出会えるものではないですが、この仕事を通じてそう感じる人に出会えたことは私の財産になっています。一人は、共通の趣味を通じて親交を深めることができ、一つ一つのことに真摯に向き合う姿勢と、あたたかい人柄に、人としての憧れを感じる人。もう一人は、やさしくおらかな目と静かな背中で、福祉と地域と人のつながりを大事にしてきた、西岡さん。いつまでも見ていたかったその背中を忘れずに、これからも働こうと思います。

各事業所の連絡先

社会福祉法人そよかぜ事務局 ☎042-578-0855

福祉作業所ひばり園 ☎042-555-5512

福祉作業所スマイル工房 ☎042-578-2723

リサイクルショップくれよん ☎042-578-2575

羽村市障害者就労支援センター エール ☎042-570-1233

羽村市心身障害者宿泊訓練施設つくしの家 ☎042-579-6849

グループホームほほえみ館 ☎042-578-2875